

セコム  マイホーム保険

■ 住まいの火災保険

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震保険をご契約された場合を除きます）
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難（家財に、破損・汚損損害等担保特約を付帯された場合を除きます）
- 旅行、買い物等のため、一時的に持ち出された家財である「自転車または原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）」の盗難
- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人、それらの法定代理人・役員故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 戦争、革命、内乱、暴動など
- 核燃料物質などによる事故

下記特約については、特にご注意ください。

<破損・汚損損害等担保特約>

家財が保険の対象である場合、次のものに生じた損害

- ・義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡その他これらに類する物
- ・携帯電話（PHSを含みます）、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ・携帯式電子事務機器（ラップトップまたはノート型パソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます）およびこれらの付属品
- ・自転車および原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます）ならびにこれらの付属品
- ・動物および植物など

<類焼損害担保特約>

類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、それらの法定代理人・役員故意、重大な過失、法令違反 など

ご契約の際にご注意いただきたいこと

価額協定保険特約について

- 保険期間が5年を超えるご契約の場合でも、価額協定保険特約に「保険金額調整等に関する追加条項」を付帯することにより再調達価額での補償が可能です。
- 保険期間が5年を超える長期のご契約の場合で、建築費または物価の変動等に伴い建物の価額が上昇または下落し、建物のご契約金額（保険金額）を調整する必要が生じた場合には、当社よりご案内いたします。その際、調整により建物のご契約金額が増額となる場合で、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、建物のご契約金額が減額となる場合には保険料を返還することがあります。

その他ご注意くださいこと

- お引受対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。また、家財をご契約の場合・・・
貴金属、宝石、書画、骨とうなどで1個または1組の価額が30万円を超えるもの、または稿本（本などの原稿）、設計書等は申込の際、明記していただきませんと保険金をお支払いできません。
- 公的融資を受けている場合について
独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引き受けできません。
- クーリングオフについて
ご契約のお申し込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回（クーリングオフ）を行うことが出来る場合がありますので、お問い合わせください。ただし、保険期間が1年以下の契約の場合は対象となりません。
- 損害保険契約者保護機構について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。なお、地震保険契約は全てのご契約が補償対象となります。（詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。）
- 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振込みいただいた場合は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合には、最寄りの当社営業店にお問い合わせください。
- 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）

- ご契約内容に以下の変更が生じる場合には、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・建物などの売却・譲渡等により名義変更するとき
 - ・引越し等により家財等を他の場所に移転される場合（家財を保険の対象とする場合）
 - ・建物の構造または用途を変更するとき
 - ・建物の買替え・増築・改築・一部取り壊し など

万が一事故にあわれたら！

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または最寄りの当社営業店にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

このパンフレットは、セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）の概要を説明したものです。また、ご契約の際は必ず「契約概要および注意喚起情報」・「ご契約のしおり」等をご覧ください。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2セコム損保ビル TEL 03-5216-6111（代表）

www.secom-sonpo.co.jp

お問い合わせ先

セコム安心マイホーム保険だから、大切なお住まいや家財を万が一の時もしっかり補償!!

補償内容一覧

<p>1 火災</p> 	<p>2 落雷</p> 	<p>3 破裂・爆発</p> 	<p>4 風災、ひょう災、雪災</p>  <p>1構内につき20万円(*)以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。</p>	<p>5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊</p> 	<p>6 水濡れ</p> <p>給排水設備や、他人の戸室で生じた事故によるもの</p>  <p>給排水設備自体に生じた損害については、お支払いの対象にはなりません。</p>	<p>7 騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為</p> 	<p>8 盗難</p> 	<p>9 持ち出し家財の損害 (1~8の事故によるもの)</p>  <p>家財を対象にご契約いただいた場合に、限ります。</p>	<p>10 水災(浸水等)</p> <p>台風、暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等による損害</p> 
--	--	---	---	---	--	--	--	--	---

※「風災等支払方法変更特約(フランチャイズ型)」を付帯することにより、10万円に変更できます。

11~13については、ご加入口数の指定(傷害)、支払限度額の設定(個人賠償責任・借家人賠償責任)が必要です。ご加入口数の指定・支払限度額の設定が無い場合は、補償できません。

<p>11 傷害</p>  <p>日本国内外で、ご本人やご家族が交通事故または保険の対象となる建物の敷地内でケガをされた場合、保険金をお支払いします。</p>	<p>12 個人賠償責任</p>  <p>日本国内で、ご本人またはご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。</p>	<p>13 借家人賠償責任</p>  <p>賃貸住宅にお住まいの方が、火災や破裂・爆発事故等を起こし、家主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。</p>
--	--	---

ご希望により、下記14~16の補償の追加が可能です。

<p>14 類焼損害</p>  <p>お住まいからの1・3の事故により、ご近所の住宅や家財に与えた損害を補償します。</p>	<p>15 ドアロック交換費用</p>  <p>お住まいのドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償します。</p>	<p>16 破損・汚損損害</p>  <p>保険の対象である建物または家財について生じた、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。</p>
---	---	--

セコム損保なら、こんな場合も補償致します。

ガラスや鍵の修理手配を行います。

事故発生時の安心サービス



万が一、盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまっても安心です!修理に関する業者手配を行い、セコム損保が保険金で直接業者にその費用をお支払いします。*

*費用支払いについては、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用支払いは、お客様のご負担となります。山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

さらに! 各種費用もしっかりカバーします。

	<p>セキュリティ・グレードアップ費用 (火災・盗難危険軽減費用)</p> <p>火災、破裂・爆発または盗難により保険の対象に3万円以上の損害を被ったとき、お客様が危険軽減の為に新たに支出された費用を1事故・1構内につき最高20万円までお支払いします。</p>
	<p>臨時費用</p> <p>事故により仮住まいの費用がかかる等、被災時には意外な出費があります。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。</p>
	<p>損害防止費用</p> <p>上記1~3の事故の際、損害の防止・軽減のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。 (例:消火活動に使用した消火薬剤等のつめかえ費用)</p>

被災時の思わぬ出費に備え、上記損害保険金に加え下記の費用保険金をお支払いします。各保険金のお支払い条件は、6ページ「保険金のお支払い条件」をご覧ください。

	<p>地震火災費用</p> <p>地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、ご契約いただいた建物や家財が、次のような損害を被ったときお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建物…半焼以上のとき ②家財一式…収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき 		<p>失火見舞費用</p> <p>お住まいから発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用保険金をお支払いします。 (ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)</p>
	<p>残存物取片づけ費用</p> <p>清掃費用等の後片づけ費用をいいます。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。</p>		<p>修理費用</p> <p>賃貸住宅にお住まいの方が、上記1~8の事故により、借戸室を破損または汚損した際に、家主との契約により自己の費用で修理した場合にお支払いします。</p>
<p>損害賠償請求権の保全・行使に要する費用</p> <p>当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を、お客様が支出された場合には、その費用をお支払いします。</p>		<p>特別費用(価額協定保険特約を付帯している場合)</p> <p>全損(全焼・全壊)のときは、支払われる損害保険金の10%(1事故・1構内につき200万円限度)をお支払いします。</p>	

●地震保険に加入しないと、地震による損害は補償されません!! 詳しくは、5ページをご覧ください。

セコム安心マイホーム保険は 保険料の割引も充実しています。

お住まいの設備により、以下の割引を適用することができます。

ホームセキュリティを設置のお住まいなら

リスク軽減効果を考慮して、当社規定により「ホームセキュリティ割引」を適用します。

※ホームセキュリティ割引の対象となるのは、火災の危険を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合です。

※ホームセキュリティを解約・解除された場合は、残りの保険期間に対し追加保険料をお支払いいただかないと保険金をお支払いできない場合がありますので、当社までご連絡ください。

セコム安心マイホーム保険 [ホームセキュリティ割引]

保険料が
約12% OFF

火災に強いづくりなら

当社規定の耐火性能に優れた住宅にお住まいの場合、建物・家財の保険料が割引になります。

セコム安心マイホーム保険 [耐火性能割引]

保険料が
約4~15% OFF

オール電化住宅なら

「オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気で作る住宅)」は火災リスクが低いので、建物・家財の保険料が割引になります。

※石油ストーブやガスヒーター等を使用する場合は、本割引適用の対象とはなりません。

セコム安心マイホーム保険 [オール電化住宅割引]

保険料が
約3~11% OFF

住宅用防災機器を設置のお住まいなら

火災報知器やスプリンクラーなどの防災機器が設置された住宅にお住まいの場合、建物・家財の保険料が割引になります。

セコム安心マイホーム保険 [住宅用防災機器割引]

保険料が
約1~3% OFF



マンションにお住まいなら

分譲マンションにお住まいの方には、建物(専有部分)の保険料がお安くなる「マンション戸室(M構造)保険料」を適用することができます。

お客様のご要望に合わせて補償が選べます。

水災補償を充実させることができます。

「水災支払方法変更特約」を付帯することにより、水災による損害を受けた時に支払われる保険金が増額されます。

<損害割合30%以上の場合>

[水災支払方法変更特約なし] × 70% → [水災支払方法変更特約あり] × 100%

支払方法変更

ご要望により、水災補償を外すことができます。

丘の上にあるお宅や、マンションの高層階など水災(浸水、土砂崩れ等)の危険が小さい場合は、水災補償を外すことによりさらに保険料をお安くすることができます。

※水災に対する補償を取り外す場合は、住環境や過去の被害歴をご考慮の上お申し込みください。

[水災危険不担保特約]

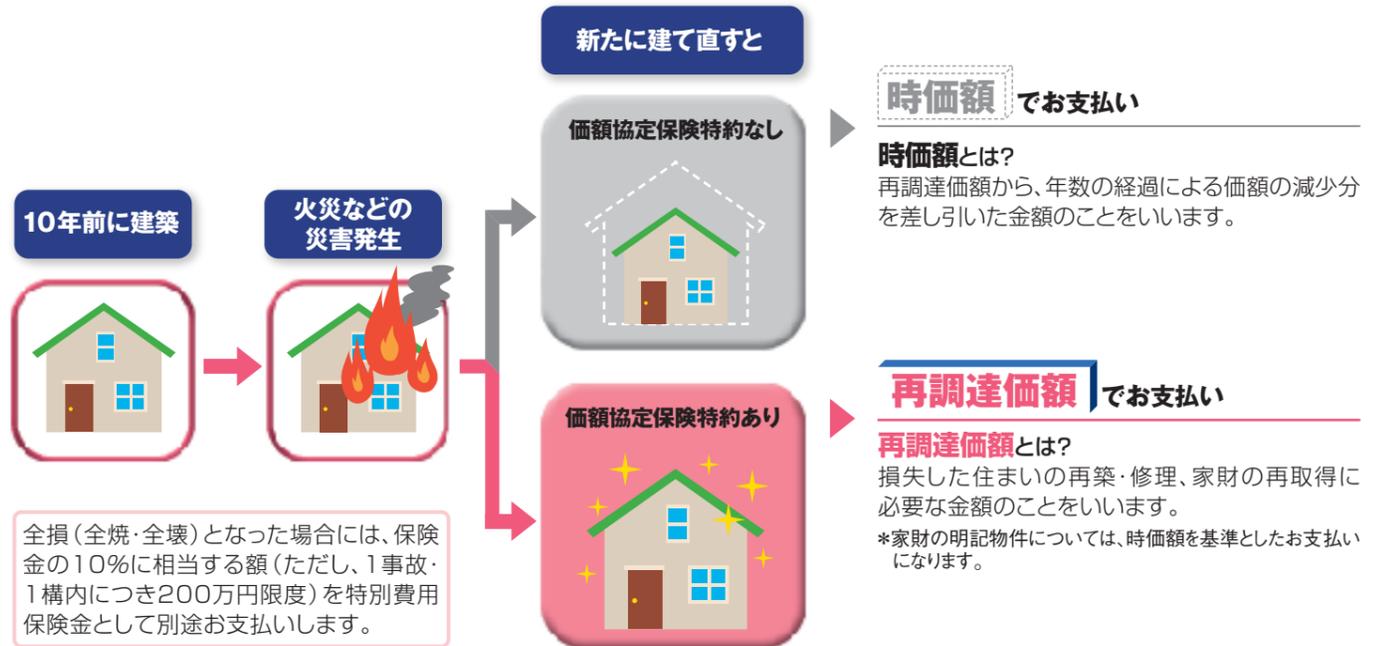
保険料が
約11~33% OFF

価額協定保険特約(建物新価・家財新価)の セットをおすすめします。

被災後のお住まいや家財を元どおりにする費用を、全額お支払いします。

ご契約金額(保険金額)の決め方

- ご契約金額が不十分だと、万が一のとき損害額の全額が補償されず、支払われた保険金で建物の再築や家財の再購入ができない場合があります。
- 十分な補償のためには「価額協定保険特約」をセットし、ご契約金額=再調達価額(保険の対象と同等のものを新たに建築、あるいは再購入するのに必要な額)としてください。



家財の保険もおすすめします!! 《家財は意外に大きな財産です》

お住まい(建物)のみのご契約では、家財は補償されません。家財の保険もご検討ください。

家財評価額の目安

世帯主が40歳前後で4人家族の場合
1,390万円



■家財評価額(再調達価額)の目安

ご家族構成	2名		3名		4名	独身世帯
	夫婦のみ	夫婦+小人1名	夫婦+小人2名	夫婦+小人2名		
世帯主の年齢	25歳前後(含未満)	520万円	600万円	680万円	285万円	
	30歳前後	710万円	790万円	870万円		
	40歳前後	1,230万円	1,310万円	1,390万円		
	50歳前後(含以上)	1,480万円	1,560万円	1,640万円		

※なお、上記にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上):130万円、小人(18歳未満):80万円を加算した額を目安としてください。
※明記物件(下記参照)については、上記家財評価額の目安に含まれていません。



●明記物件について…下記のものについては、お申し込み時に明記しなければ保険の対象に含まれません。

- ①1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品等。 ②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿等。(別途、時価額にて評価が必要です。)

